

大阪府告示第1号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、同条第1項の区域の一部について同項の規定による指定を解除する。

平成29年1月4日

大阪府知事 松井 一郎

- 1 形質変更時要届出区域
高石市東羽衣七丁目233番1、233番2、234番1、234番3の各一部、綾園一丁目485番1、489番2、490番1、490番2、490番3、492番、492番1及び492番2の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項及び第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
 - (1) 第31条第1項の基準に適合していないもの
鉛及びその化合物
 - (2) 第31条第2項の基準に適合していないもの
鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去